第四百三十一号

令和五年

十二月四日

日

月 曜

目 次

公 告

○換地計画の決定……………………………………………………七○ |

そ の 他

○漁業法による水産動植物の取扱いの指示………………………………・七○ |

公 告

ほか、山梨県を被告として、 縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審 おいて準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を 査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求の 営経営体育成基盤整備事業(穂足地区八工区)の換地計画を定めたので、同条第四項に 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県 換地計画の決定 取消しの訴えを提起することができる。

令和五年十二月四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

縦覧書類 換地計画書の写し

 \equiv 縦覧期間 令和五年十二月五日から令和六年一月五日まで

 \equiv 縦覧場所 北杜市役所

几 審査請求期間 この公告の日から令和六年一月二十日まで

五. 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和六年六月四日まで

そ 0 他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第五号

項の規定により、 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項及び第百七十一条第四 水産動植物の繁殖保護を図るため、 レイクトラウトの取扱いを次のと

Щ

梨県公

報

第四百三十一号

令和五年十二月四日

おり指示する。

令和五年十二月四日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長

宮

崎

淳

指示の内容

1

場合は、この限りでない。 植してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供するために移植する 移植の禁止 山梨県内において、レイクトラウト(卵を含む。以下同じ。)を移

関が試験研究の用に供するためにする場合は、この限りでない。 イクトラウトを生きたままその場から持ち出してはならない。ただし、 持出しの禁止 山梨県内において、レイクトラウトを採捕した者は、 公的研究機 採捕したレ

2

3 再放流の禁止 に供する場合は、この限りでない。 捕した河川湖沼にこれを再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究の用 山梨県内においてレイクトラウトを採捕した者は、当該魚種を採

指示の区域 山梨県内の公共用水面

指示の期間 令和五年十二月十五日から令和七年十二月十四日まで

三

発行者 山 梨	山梨県公報
県甲府市丸の内一丁目六番一号	第四百三十一号
丁目六番一号	令和五年十二月四日
印刷所(株サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
	七〇二